

工業会活動

平成22年度税制改正に関する要望

(社)日本航空宇宙工業会は、総体的に税制の簡素化・合理化を進めると共に、日本企業の競争力強化、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性等の見地から、各税制の見直し、改善等に対し、格段の配慮が講じられるよう、関係機関へ要望書を提出する。要望書の内容は以下のとおり。

要 望 書

平素は、社団法人日本航空宇宙工業会並びに当会会員に対し格別の御支援を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

航空宇宙産業は、経済発展を牽引する先端技術産業であり、他産業への技術波及が大きく、広範な関連産業が存在するなどの特質を有しております。また、国の安全保障基盤を構成する重要な戦略的産業であり、国民生活においても利便性の向上に大きく貢献しており、引き続き確固たる産業・技術基盤の構築を図ることが重要であります。

当会加盟の各社におきましては、このような重要な使命に鑑み、今後の飛躍的發展を図るべく一層の技術力・生産力の向上に努めておりますが、国際的にも航空宇宙産業の技術革新のテンポは極めて急速であり、また、開発に際しては、長い期間と膨大な資金に加え、国際的協力・参加を必要とするプロジェクトの増加等、種々の困難を伴いリスクの大きい産業であります。

航空宇宙産業の現況と致しましては、様々なプロジェクトが進展し、重要な時期を迎えております。防衛分野では、厳しい財政事情の中、固定翼哨戒機P-1ならびにUS-2救難飛行艇の量産、戦闘機F-15の近代化改修などが進められるとともに、先進技術実証機の研究も開始される予定であります。又、戦闘機を初めとする防衛技術・生産基盤の確保は喫緊の課題であり、官民一体となった取組みが求められております。民間機分野では、平成20年にローンチした国産旅客機MRJプロジェクトは、主要な参画パートナーも決まり、平成25年の就航を目指し受注活動が展開されております。また小型ジェットエンジン（エコ・エンジン）や国際共同開発エンジンなどのプロジェクトも着実な進展が期待されております。一方、大量の受注を確保しているボーイング787は、開発スケジュールが大幅に変更され、

我が国の参加企業への影響は大であります。宇宙分野では、昨年5月に宇宙基本法が制定され、我が国宇宙産業を振興し国際競争力を強化する方針が示されました。現在、宇宙戦略本部が設置されるなど、宇宙開発を取り巻く体制の見直しが進められ、宇宙開発基本方針及び総合的な施策を定めた宇宙基本計画も策定されました。このような動きの中で、H-II Aロケットは打上げサービスを民間移管した後も、3機連続して打上げに成功し、性能や打上げ技術の信頼性が海外からも評価されております。今後さらに実績を積み重ね、国際競争力が一層強化されることが期待されます。国際宇宙ステーション関係では、日本実験棟「きぼう」の組立が完成し、宇宙ステーションの活用成果が期待されております。

このような状況において、業界として会員各社とも合理化・変化への対応等に懸命の努力をしているところであり、本平成22年度の税制改正に当りましても、総体的に税制の簡素化・合理化を進めると共に、我が国航空宇宙産業の国際競争力強化、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性等の見地から、各税制の見直し、改善等に対し、格段の配慮が講じられますよう下記の諸点につき要望致します。

記

1. 法人税等実効税率の引き下げ

我が国の法人税等実効税率は、低減措置が進められてきたものの、世界的にみて依然突出して高い水準にある。そこで、日本企業の国際競争力確保の観点から、地方税を含めた実効税率を現行の約40%から国際水準並み（25～30%）に引き下げることを強く要望する。

2. 減価償却制度の見直し

平成19年度の税制改正で、償却可能限度額及び残存価額の廃止と一部分野で法定耐用年数の見直しが行われたが、未だ我が国の減価償却制度は詳細かつ複雑で、実務上の負担となっているので抜本的な簡素化を要望する。同時に、日本企業の競争力強化及び景気刺激のためにも、企業の設備投資を税制面から支援するよう、下記減価償却制度の見直しを再度要望する。

- 1) 少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円→20万円（平成10年度税制改正前）に戻すこと、さらには30万円未満まで引上げること。
- 2) 研究開発用資産及び自社利用ソフトの開発費の即時償却を認めること。
- 3) 損金経理要件を撤廃すること。

3. 連結納税制度の改善

連結納税制度導入の趣旨は、機動的な企業組織再編を可能にし、長期的には日本企業の国際的な競争力が強化されることにあると理解しているが、下記導入阻害要因を改善し、趣旨達成を図って欲しい。

- 1) 連結グループ内の寄附金に係る全額損金不算入制度を撤廃すること。
- 2) 資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交

際費損金算入を容認すること。

- 3) 連結納税の開始時・加入時の子会社の未処理欠損金（加入前の繰越欠損金）については、少なくとも当該子会社の所得の範囲までは繰越控除を容認すること。
- 4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の除外要因の緩和、さらには撤廃を検討すること。
- 5) 連結中間申告の申告期限の延長及び納付期限の延長を図ること。
- 6) 地方税にも連結納税制度を導入すること。

4. 受取配当金の益金不算入制度の見直し

受取配当金の益金不算入制度は、課税後利益に再度課税するという二重課税排除のために設けられたものだが、本来の意図に基づき、連結子会社以外を含めた全ての国内株式に係る受取配当金の益金不算入を100%認めるよう要望する。（現在、益金不算入割合が50%に制限されており、二重課税状態にある）

5. 法人事業税の外形標準課税の見直し

平成16年に導入された法人事業税外形標準課税で、「資本割」は、企業の自己資本充実・分社化等の組織再編等の活動を阻害し、「付加価値割」は、雇用維持・拡大の阻害要因であると共に、申告実務に多大な労力を要する。このように法人事業税の外形標準課税は問題の多い制度であり、また、すでに企業は地方税として事業所税・法人住民税・固定資産税・都市計画税など所得を基準としない外形標準により課税を受けており、二重課税となっている。従って、二重課税排除・税制簡素化の観点から、外形標準課税の廃止を含め見直し願いたい。更には、地方税体系全体の整理・統合等を検討願いたい。

6. 償却資産税の見直し

償却資産税は製造業等の設備型特定産業に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること、更には所得税との二重課税問題や法人のみへの課税という不公平性の問題もあり、地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税の廃止をお願いしたい。少なくとも平成19年度税制改正による減価償却制度見直しに合わせ、償却資産税の評価額の算定法を変えること。

7. 外国税額控除制度の見直し

国際的な二重課税を排除すると共に、先進諸外国に比べ不利な諸制約を見直し、日本企業の競争力強化のために、以下を要望する。

- 1) 外国法人税の控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を現行の3年から5年に、さらには7年に延長すること。
- 2) 繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。

8. タックス・ハイブン税制の見直し

タックス・ハイブン税制は、軽課税国（いわゆるタックス・ハイブン）を利用した税負担の回避を防止する制度であるが、現判定基準ではタックス・ハイブンでない国も軽課税国として認定されてしまう。加えて近年の国際的法人実効税率の引下げ傾向を踏まえ、軽

課税国判定基準を現行の25%から20%以下に引き下げを要望する。

又、実効税率判定には多大な労力を要するため軽課税国を直接指定する指定国制を要望する。

9. 欠損金の繰戻還付制度の復活と期間延長

中小法人等以外についても、現在停止中の欠損金の繰戻還付制度の復活と、繰戻期間の延長を要望する（1年→2年）。

10. 税制の簡素化・合理化等に関する要望

- 1) 地方税の統一納付機関の設置、または本店所在地の都道府県・市町村への一括申告納付制度の創設等、申告・納付手続を簡素化すること。
- 2) 法人税の納付期限を事業年度終了後2ヶ月以内から3ヶ月以内に延長すること。
又、消費税の申告期限も法人税申告との整合性を保つため1ヶ月の延長を認めること。